

京都市訓令甲第 34 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1職名の欄を次のように改める。

職名
会計管理者、危機管理監、技監、企画監、地球環境政策監、人材活性化政策監、広報監、情報政策監、子育て支援政策監、保健政策監、交通政策監、局長、室長、区長、担当区長、担当局長、理事、産業観光局観光政策監、保健福祉局医務監、都市計画局景観創生監、事務局長、所長、副所長、場長、院長、副院長、部長、副区長、担当副区長、税務長、担当部長、次長、館長、副館長、園長、副園長、センター長、診療科統括部長、課長、担当課長、副室長、保育担当課長、企画課長、出張所長、学生部長、情報管理主事、交響楽団副楽団長、事務長、研究担当課長、研究部長、寮長、技師長、総看護師長、副総看護師長、補佐、担当課長補佐、保育担当課長補佐、事業担当課長補佐、用地担当課長補佐、研究担当課長補佐、診療科副部長、係長、担当係長、事業担当係長、用地担当係長、警備長、副警備長、主席作業管理員、主席運転手、主席グランド整備員、主席衛生業務員、主席家庭奉仕員、学芸員、主席研究員、主席計量検査員、副寮長、主席児童福祉司、医長、看護師長、主席理学療法士、主席診療放射線技師、主席検査技師、主席栄養士、薬剤長、主席衛生指導員、教務主任、学生主任、チームリーダー、サブリーダー
統括主任、作業長、清掃指導員、整備主任者、指導交換手、副警備長、副看護師長、業務次席、主任、班長、車両管理者、業務班長

別表第2中「病歴士」「無線技師」「マッサージ師」及び「動作分析員」を

削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)